○農林水産省告示第二百三十九号

土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第五十二条の二第一項第一号、第二項、第三項第二号、第六項、第五十三条第二項及び第五十三条の二第一項、土地改良法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百十六号）附則第二条第七項及び第三条第六項の規定に基づき、昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号（土地改良法施行令第五十二条の二第二項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）等の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月九日

農林水産大臣　山本　有二

次に掲げる告示の規定中「年〇・六パーセント」を「年〇・一パーセント」に改める。

一　昭和四十七年十一月二十四日農林省告示第二千二百三十四号

二　平成四年一月二十四日農林水産省告示第百三号（土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第九項の農林水産大臣の定める支払方法等を定める件）

三　平成二十年六月四日農林水産省告示第八百六十九号（土地改良法施行令第五十二条の二第六項の農林水産大臣の定める支払の方法を定める等の件）

四　平成二十八年三月三十一日農林水産省告示第九百六号（土地改良法施行令第五十二条の二等の農林水産大臣の定める率を定める件）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成二十八年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下林一号谷

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線、標柱七号と八号を道路敷に沿って結んだ線、標柱八号と九号を河川敷に沿って結んだ線、標柱九号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県東温市下林

字戸川　丙六三九番一地先道路敷　一号

丙六三九番六地先道路敷　十二号

丙六三九番六　十三号

字西之段　甲二六二七番一地先道路敷　七号

甲二六四一番地先道路敷　八号

甲二六四一番地先河川敷　九号

甲二六四〇番　十号

甲二六二七番二　十一号

愛媛県東温市上村

字東山　乙二四七番三　二号から六号まで

○国土交通省告示第八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浦山川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和二十九年建設省告示第千二百九十四号で指定した土地の区域を除く。）

愛媛県四国中央市土居町浦山

乙一六五番二
乙一六六番三
乙一六七番二
乙一六八番二
乙一六九番二
乙一七〇番二
乙一七一番二
乙二四一番三
乙二四一番四
乙二四一番五
乙二四一番七
乙二四一番八
乙五三〇番二
乙五三〇番三
乙五三〇番四
乙五三一番二
乙五三一番四
乙五三一番五
乙五三三番四
乙五三三番五
乙五三四番
乙五三五番
乙五四三番二
乙五四四番二
乙五四五番二
甲二三〇番二
甲二三〇番三
甲二三二番
甲二三三番
甲二三五番
甲二三六番
甲二三七番二
甲二三八番
甲二三九番二
甲七一二番二
甲七一四番二
甲七一六番
甲七一七番
甲七一八番
甲七一九番
甲七二〇番
甲七二一番
甲七三六番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県四国中央市土居町浦山

乙五三一番三　一号

乙五三〇番一　二号

乙五三一番一　三号及び四号

○国土交通省告示第八十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第十一項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月九日

国土交通大臣　石井　啓一

指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示

指定区間の指定に関する告示（平成十二年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表一七七の項を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○北陸地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月九日

北陸地方整備局長　中神　陽一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十号

(三)　道路の区域

区間　敷地の幅員延長

輪島市杉平町成坪三四番一から同市三井町渡合水谷内六番ま　一二・八九～一二九・八四（メートル）　六・一二六（キロメートル）で

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所